

昭和三十一年五月二日提出
質問 第四号

福井人絹取引所における委託証拠金の徴収に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十一年五月二日

提出者 川上貫一

衆議院議長 益谷秀次殿

福井人絹取引所における委託証拠金の徴収に関する質問主意書

福井人絹取引所副理事長加藤武重は、福井地方裁判所において福井人絹取引所の仲買人は、その受託する売買につき、委託証拠金を徴収する割合は、半分ぐらいで、その余の半分は委託証拠金を徴収しない実状であると証言した。また同取引所仲買人江守清の外務員平江勝雄も、江守商店小松出張所においては同様であると証言した。

これは、福井人絹取引所において、きわめて不健全な思惑取引がなされていることを推知せしめ、重大な事態であると考ええる。よつて、次の件を質問する。

- 一 福井人絹取引所仲買人の委託証拠金徴収の実状はどうか。
- 二 売買取引の五割につき、委託証拠金を徴収しないで売買取引をなすことを放任すれば人絹系価格の健全な形成が阻害されると考えるが、政府の所見を明らかにされたい。
- 三 福井人絹取引所の委託証拠金徴収の状況は、前記証言に照らし、不良と考えるが、いかなる

監督上の措置を考慮しているか。

四 昭和三十一年十二月七日付答弁書による仲買人江守清の委託証拠金徴収状況の不良な件につき、その後いかなる所要の措置をとったかを明らかにされたい。

右質問する。